

新型コロナウイルス感染症の対応について

～休業要請に基づく協力金 新たな感染拡大防止対策を決定～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みとして、市内で施設・店舗を運営する中小企業者および個人事業主に対し、休業要請を実施する。

休業要請の対象期間

令和2年4月25日（土）～令和2年5月6日（水）

休業要請対象施設

1. 遊興施設等（県が指定する対象施設と同様）

①劇場等 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

②運動、遊戯施設

体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、
マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等

③遊興施設等

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、
個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、
射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等

④集会・展示施設

集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）〔※図書館を除く〕

⑤商業施設

生活必需品以外の物品を販売する店舗、生活必需サービス以外の物品サービス業を営む店舗

⑥学習塾等

自動車教習所、学習塾その他学習支援施設

※④～⑥までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が
1,000㎡を超えるものに限る。

2. 食事提供施設（市が指定する対象施設）

食堂、レストラン、料理店、喫茶店 居酒屋 等

※休業期間中のテイクアウト・宅配サービスのみの営業は可

該当施設 計 650 施設の見込み

協力金対象条件

1. 4月27日（月）から5月6日（水）までの期間休業すること

※ただし、休業期間中のテイクアウト（持ち帰り）・宅配サービス（出前）のみの営業は可

2. 市の要請の対象となる市内の施設が休業した場合が対象

（市外に本社がある事業者も対象）

協力金の額

30万円（1事業者あたり）

※静岡県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」と合わせた額

～新型コロナウイルス関係対応班の設置 スピード感のある対応へ～

4月23日(木)、新型コロナウイルス感染症対策に特化した専門部署として、企画部秘書政策課内に対策班を設置し、職員3名(産業部・建設部・健康福祉部)を配置しました。

4月23日の対応実績

相談件数

個人 23 件、事業者・企業 23 件、その他 2 件
計 48 件

相談内容

【休業要請・協力金 24 件】

- ・休業要請は出すのか。
- ・協力金はどうなっているのか。
- ・期間は。

【給付金 7 件】

- ・いつもらえるのか。
- ・提出書類はあるのか。
- ・別居をしているが、住所を変えていない場合はどうなるか。

【健康・検査 5 件】

- ・陽性者と接触していないか心配。
- ・微熱が続いている。

【その他 12 件】

- ・知人の里帰りが心配。
- ・職員は自己防衛を。サーモングラフや非接触型温度計を用意すべき。

【問い合わせ】 企画部秘書政策課新型コロナウイルス関係対応班

TEL 0538-37-2118